

## 憩の場トイレ清掃委託業務仕様書

1. 目的 本施設の機能を適切な状態に保持するため、実施するものである。

2. 業務名 憩の場トイレ清掃委託業務

3. 業務場所 豊橋市杉山町地内 七股池ほか

4. 業務期間 契約日から令和7年3月31日

5. 施設内容 七股池トイレ（男1、女1、身障者1）  
宮前池トイレ（男1、女1）

### 6. 業務内容

簡易清掃及びトイレットペーパーの補充とし、以下の事項に留意して業務を行う。

- ① トイレ施設内のゴミの片付けを行う。
- ② 便器、床の水洗いを行う。汚れがひどい場合は洗剤を使用する。
- ③ 壁、窓、天井等の汚れがひどい場合は清掃する。
- ④ トイレットペーパーは、豊橋市より支給し、それを補充するものとする。

#### 一宮前池注意事項一

- ・ 便器の清掃は、ロータンクの水を流しながら行なうこと。汚れがひどい場合のみ中性洗剤を使用する。なお、中性洗剤以外の使用はバクテリアを死滅させるので、絶対に使用しないこと。
- ・ 床の清掃は水洗いは行わないこと。水が完全に切れていない場合、マット下の鉄板を腐食させ床が抜ける恐れがあるので、清掃は水拭きとすること。

### 7. 業務計画

業務日は毎週月曜日を標準として、年間52回の業務を行うものとする。

ただし、4月の業務日については監督員の指定した日に行うこと。

### 8. 提出書類

- ・着手届
- ・現場責任者届
- ・業務実施報告書及び業務写真（1回／月）
- ・完了届

### 9. その他

- ① 業務日は、事前に監督員と協議すること。
- ② トイレ施設内に大量のゴミが発見された場合、及び施設の破損等が発見された場合は、監督員に連絡すること。
- ③ 業務内容に疑義が生じた場合は、監督員と協議し、指示を受けること。
- ④ 業務報告書は清掃前と清掃後の比較の写真とともに翌月の5日（但し、土、日、祝日の場合は翌平日）までに提出すること。

# 位置図



# 位置図

